（港湾法の一部改正）

第二十九条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二の二十第二項ただし書を削る。

（地方税法の一部改正）

第三十条　地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「第三百五十八条の二」を「第三百五十八条」に改める。

第七十二条の二十五第十五項及び第十六項、第七十二条の二十六第十項及び第十一項並びに第百七十七条の十二中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第三百五十八条の二を削る。

第七百四十七条の二第一項中「地方団体の長は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「図形等」を「図形その他の」に、「としているもの」を「その他のその方法が規定されているもの（次に掲げるものを除く。）」に改め、「ついては」の下に「、当該方法により行う場合又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合を除き」を加え、「地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条」に、「（次条」を「（以下この条」に、「経由して行わせる」を「経由する方法により行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第三百十七条の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供

二　第三百十七条の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供

三　第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知

第七百四十七条の二第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第二項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第二項」に改め、「まで」の下に「及び第六項」を加え、「規定により」を「地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により」に改め、同項の表を次のように改める。

第二項	当該申請等に関する他の法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）
	法令その他の当該申請等	地方税関係法令その他の当該特定書面等地方税関係申告等（同条第一項に規定する特定書面等地方税関係申告等をいう。）
第三項	当該申請等を受ける行政機関等	地方税法第七百六十二条第一号の地方税共同機構（第六項において「機構」という。）
第四項	当該行政機関等	同号イに規定する地方団体の長
	当該申請等に関する他の法令	地方税関係法令
	当該法令	当該地方税関係法令
第六項	主務省令	総務省令
	第一項の電子情報処理組織を使用する	地方税法第七百四十七条の二第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する
	主務省令	総務省令
	前各項	同項及び第二項から第四項まで

前項	地方税法第七百四十七条の二第一項
第五項	第四項

第七百四十七条の三第一項中「地方団体の長は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「（次に掲げるものを除く。）」を削り、「ついては」の下に「、地方税関係法令の規定にかかわらず」を加え、「経由して行わせる」を「経由する方法により行う」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「の規定」を「の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法」に、「前項に」を「同号イに」に改める。

第七百四十七条の四第一項中「行政機関の長（」を「他の行政機関の長（」に改め、「以下この項及び」及び「は、他の行政機関の長」を削り、「。次条第一項」を「。同項」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「ついては」の下に「、当該方法により行う場合又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合を除き」を加え、「経由して」を「経由する方法により」に改め、同条第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第二項から第四項まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第二項から第五項まで」に、「規定により」を「地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により」に改め、同項の表を次のように改める。

第二項	当該処分通知等に関する他の法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）
	法令その他の当該処分通知等	地方税関係法令その他の当該特定書面等地方税関係通知（同法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。次項において同じ。）
第三項	、当該	、地方税法第七百六十二条第一号の
第四項	当該処分通知等に関する他の法令	地方税関係法令
	当該法令	当該地方税関係法令
第五項	主務省令	総務省令
	第一項の電子情報処理組織を使用する	地方税法第七百四十七条の四第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する
	主務省令	総務省令
	前各項	同項及び前三項
	前項	地方税法第七百四十七条の四第一項

第七百四十七条の五第一項中「行政機関の長は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「ついては」の下に「、地方税関係法令の規定にかかわらず」を加え、「経由して」を「経由する方法により」に改め、同条第二項中「規定」を「地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法」に改める。